

農地法第 4 条（届出）

市街化区域内の農地の所有者又は耕作者自らその農地を農地以外のもの（転用）にする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出て、転用しなければなりません。

1. 提出（届出）書類

転用届出書（農地法第 4 条）

2. 添付書類

必 要 書 類		部 数	備 考
1	土地登記簿謄本	1 部	
2	届出地の位置図	1 部	
3	届出地及び付近の地番を表示する図面（地積図）	1 部	
4	その他必要とする書類（例：委任状、始末書）	1 部	

※転用区域が 500 平米を越える（都市計画法第 29 条の開発許可を要する）場合は、開発許可があった旨の書面の写しを添付してください。

※届出地が生産緑地の指定を受けている農地の場合、転用行為が制限されていますので、届出前に行為制限解除の許可を受けなければなりません。